

税理士 平成31年8月 第69回試験予想 ラストスパート模試 相続税法 (2019年5月30日 初版 第1刷発行)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願い致します。

2019.06.28

予想	ページ	訂正箇所	誤	正	備考
第1予想 (問題用紙)	-E4-	上から2・3行目 上から5行目	～次の(1)から(5)まで及び(10)については、～ ～(6)から(9)まで及び(11)のとおり受遺者に～	～次の(1)から(5)まで及び(7)、(8)、(10)については、～ ～(6)、(9)及び(11)のとおり受遺者に～	2019.06.28
第1予想 (問題用紙)	-E6-	資料(7) 資料(8)	～養子C'が取得する。 ～養子Fが取得する。	～養子C'に遺贈する。 ～養子Fに遺贈する。	2019.06.28
第2予想 (解答・解説)	-28-	養子Bの外国税額控除	(1) $30,000 \text{米ドル} \times ※112.75 = 3,382,500$ ※ $112.75 > 111.75 \therefore 112.75$ (2) $19,841,309 \times \frac{13,380,000 + 8,920,000}{105,623,300} = 4,189,049$ (算式①) (3) $(1) < (2) \therefore 3,382,500$	(1) $30,000 \text{米ドル} \times ※112.75 = 3,382,500$ ① ※ $112.75 > 111.75 \therefore 112.75$ (2) $19,841,309 \times \frac{13,380,000 + 8,920,000 - 22,700,000}{105,623,300} = 0$ (算式①) (3) $(1) \geq (2) \therefore 0$	2019.06.28
第2予想 (解答・解説)	-28-	養子Bの納付税額表	外国税額控除額 Δ <u>3,382,500</u> 差引税額 <u>16,458,809</u> 納付すべき税額 <u>16,458,800</u>	外国税額控除額 Δ <u>0</u> 差引税額 <u>19,841,309</u> 納付すべき税額 <u>19,841,300</u>	2019.06.28

ISBN 978-4-7810-3648-9
C1034 ¥3200E